



市 章

大津市公報

令 和 4 年 7 月 4 日
号 外 (第 39 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

70 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年7月4日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第70号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「親族」を「親族等」に改める。

第15条第1項中「親族」を「親族等」に改め、同条第2項第1号中「親族が配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は3親等以内の親族（養子縁組の予約者を含む。第17条第2項第1号及び第17条の2第3項第1号において同じ。）」を「者が親族等（養子縁組の予約者を含み、親族にあつては3親等以内の者に限る。）」に改める。

第16条第1項中「親族」を「親族等」に改める。

第17条第2項第1号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を、「親族（」の次に「養子縁組の予約者を含み、」を加え、同項第2号中「退居」を「退去」に改める。

第17条の2第1項中「同居の親族」を「同居の配偶者又は3親等以内の親族（養子縁組の予約者を含む。以下同じ。）」に改める。

様式第3号中「する親族」を「する親族等」に、「同居親族」を「同居の親族等」に「親族と」を「親族等と」に改める。

様式第10号中「戸籍謄本」を「戸籍謄本等」に改める。

様式第12号の3から様式第14号まで及び様式第38号中「同居親族」を「同居の親族等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。